

■第7回 運営協議会の記録

- ・ 日 時：令和3年11月12日（金）14時00分～
- ・ 場 所：宝塚市立中央公民館 209・210学習室 Zoom併用
- ・ 出席者：足立委員、吉田委員、久保委員、石丸委員、合田委員、小田中委員、額田委員、恒田委員、繁田委員、福本委員
- ・ 次 第：1 開会
- 2 報告事項
- (1) 令和2年度及び第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の実施状況
- (2) 第7期介護保険事業計画 重点取組等達成状況
- (3) 第7期介護保険事業計画 地域密着型サービス整備状況
- 3 協議事項
- (1) 第8期介護保険事業計画基盤整備について
- (2) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の計画書構成について
- (3) 社会福祉法人宝成会が事務受託法人指定申請を行うに際しての意見書について（当日追加）
- 4 その他
- (1) 前回議事録（第8期第6回運営協議会の記録）

・ 会議の経過（全体の大まかな流れ）

- 配布資料の確認
 - 10名出席につき会は成立、傍聴0名
 - 令和2年度及び第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の実施状況
 - 第7期介護保険事業計画 重点取組等達成状況
 - 第7期介護保険事業計画 地域密着型サービス整備状況
 - 第8期介護保険事業計画基盤整備について
 - 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の計画書構成について
 - 社会福祉法人宝成会が事務受託法人指定申請を行うに際しての意見書について

 - (1) 令和2年度及び第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の実施状況
 - (2) 第7期介護保険事業計画 重点取組等達成状況
- 【資料1・2説明】

（会長代理）

- ・ 委員の皆さま疑問点・質問はありますか。
- ・ P18 サービス別事業計画との比較において、新型コロナウイルス感染症の影響で、利用状況

に差が出ているのはよくわかった。この先高齢化に伴い、介護給付の負担増加は否めないと思う。適切な給付というのがどの市町村も課題だと思うが、今回明らかに利用者が減ったサービスについて、以前はサービスがあるから使っていたが、感染症が拡大している時期においてはあえて利用する必要がないという判断と使わないといけない状況にも関わらずコロナ禍で使えないというのは、減った原因が違うと思う。このサービスは減っていても問題ないが、このサービスが減っているのは問題であるという見解があれば教えてほしい。

(事務局)

- ・その両方の状況があると思っている。今回の運営協議会に先立って開いた専門委員会において報告した際も、コロナを恐れるあまりサービスを利用しなかったことによって全国的にフレイルが進んだり、施設入所の方は長らく家族と面会ができず再会した際には、驚くほど認知症が進んでいたりという話を聞くというのもあったので、サービスが必要な方でコロナを恐れてサービスを使わなかったことで、悪化したという人も一定いると思う。一方、サービスがあるから利用していて、この状況では利用しなくても生活が成り立つという人も実際にいたと思う。今年度の給付費の動きをみるとほぼ計画通りで推移している。計画時にはコロナの影響を受ける前の数字でそのまま延びたとして推計しているので、緊急事態宣言下でもいつまで経ってもコロナが収まらないし自粛疲れもあり、普段の生活に戻していこうという人が多く、推計通りになっているのか利用控えをしている人がまだ一定いるのに十分伸びているのかはまだわからない。市に実績が上がってくるのが、2ヶ月遅れになるので緊急事態宣言が明けてからの実績がまだ届いていない。今後大きく上振れするのかあまり利用控えがなく給付費が変わらないかは見えてくると思うので、今後注視していく。

(会長代理)

- ・今の意見を聞き、事業経営から見ると利用者が減れば収益が減がり経営難になってしまう。今後また新型コロナウイルス感染拡大する可能性もあり、現在市内の事業者の状況はどうなっているか。何らか問題が生じていて市の方がキャッチしてサポートまで至っているというものはあるのか。

(事務局)

- ・この後にも事業所の廃止については報告するが、コロナが直接の影響で経営難になって廃止したというところは今のところないが、利用者が減って大変になったり、消毒液等の購入費がかさんだり、負担が増えているのは事実である。国もコロナ禍で臨時的な取り扱いを出しており人員基準の緩和やサービス提供時間が短くても利用者の同意が得られれば通常の報酬算定ができたりするものがある。他にも国からマスクや手袋の配布があったり、市を通して洗浄経等費を補助する制度もあった。本市は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というコロナ対策に幅広く使える交付金を利用して、市内の事業者に感染対策に資することに何でも使ってもらったり、コロナ陽性者や濃厚接触者で自宅待機になった人のところに訪問サービスに行ってくれた事業者に1日あたり2,000円の加算をした。これは、今年度も行っている。国の臨時的な取扱いは終了していないが、今後ずっと続くものではないと思うし、また利用者にとっては、サービスを受ける量や時間が減っているのに今まで通りの利用料を払うのは、どちらに対してもメリットがあるものではないので、取り扱いが終了した際にどうなっていくかは心配している。

(3) 第7期介護保険事業計画 地域密着型サービス整備状況

3 (1) 第8期介護保険事業計画基盤整備について

【資料3・資料4説明】

(委員)

- ・特養の待機者というのは、各施設に重複して申し込んでいる方の延べ人数になっていて、とりあえず申し込んでいる人や、申し込んだ後に逝去されてもそのまま連絡がない人もいるので、精査ができず増えていっているというところもある。精査するために電話をかけていくこともあるが、人間的なところもあってなかなかそこまで手がまわらない。見た目の数字と実際の数字にはかい離がある。特養の対象者は基本要介護3~5の方で、事業概要P16にもあるように市内で約4,100人で、要支援1~要介護2までの人が約9,500人と圧倒的に多く、重度化している人は少ない。各施設重度の介護4・5から入ってもらおう。特別な事情があれば要介護2でも入所できるがなかなかそういうケースは少ない。特養はすぐに入れないという声を聞くが、各施設重度者においてはそういうこともないと思う。ネットで特養経営と調べると全国の3割が赤字になっていると出ている。赤字になるということは入居者がいない、だいたい稼働率が95%ないと経営がしんどくなる。特養では2,3割の方は高齢になって亡くなったり医療依存度が高くなって療養型に転院したりする。100名定員のところであれば、20~30人が入れ替わっていく。安定した施設経営をするためには入居してもらわないといけないが、大阪では、有料老人ホーム等様々な施設ができてきているので、満床になるというのはなかなか難しいと思う。書面上の数字と各施設での実際の待機者数にはかい離があるのは事実だと思う。

(会長代理)

- ・2点確認したいが、書面上と実際の数字にかい離があるということは、市として実態を把握する必要があると思うが、今後の検討案があれば教えてほしい。もう1点は、P29の地域密着型サービス整備状況で1番下に未整備事業所数があるが、これがそもそも必要数であるのか、今後どうしていくつもりなのか、第7期事業計画期間において達成できなかった数値とも読み取れるし、第8期にはどう反映してきているのか、このあたりを教えてほしい。

(事務局)

- ・待機者数の実数把握というのは、必要だと思っている。整備計画を立てる際に待機者数の中の緊急度の高い人数を元に2025年、2040年の推計値を出して、そこからどれくらい足りないのかを出して整備計画を立てている。某施設が心配していたのは、現在特養の公募をしているが、入居が必要な方が入居されている中で100人定員の施設というのは大丈夫なのかということだったが、但し実質的に待機者が減少しているという数字や裏付けがないと計画には反映できない。毎年4月1日現在の県からの調査が来るが、その結果により必要でない施設を見込むと保険料が高くなるというのもあるし、施設側も空きがあるのに新たにできると定員割れを起こして、双方にデメリットしかないので、回答してもらおう施設に調査の趣旨を説明したり精査した回答をしてもらおうようお願いしようと思う。第7期の基盤整備計画が達成できなかったことについて、ニーズとのずれというのがあるのかもしれない。P31に第

8期介護保険事業計画基盤整備についてを載せているが、市が特に進めたいと思っている地域密着型サービスというのが在宅生活を望む人が在宅で長く生活するために有効なサービスなので、住み慣れた環境で生活していくために必要なものだと思っている。第7期計画では、ブロックごとに整備数をあげたが、市内の状況だと土地がなかったり高かったりして整備が進まないこともあったので、第8期計画では武庫川を挟んで右岸左岸での計画に変更した。特定施設入居者介護をとるサービス付き高齢者向け住宅を360人、第8・9期で390人としていたが、すでに5事業者とは協議が進んでいるので、新たな計画はないと説明していたが、1事業者が事業を中止することになったと連絡があった。76人定員だったので、321人位の定員になって空きができた状態である。市がコントロールできない住宅型有料老人ホームについては、建設が進んでいる状況で、特定施設は人員基準も厳しいし、市が監査・指導にも行けるといふことで、安心して入居していただけるというメリットがあるので、特定施設の枠が空いた分は1事業所公募の方向で考えていかないといけないと思っている。その際に地域密着型サービスを併設した計画を立ててくれるところは選定の際に評価が高くなるように評価基準を設定したいと思っている。地域密着型サービスがなかなか単体では採算が取りにくいサービスなので、今でも特別養護老人ホーム等に併設している所も多い。今回、この方針を運営協議会に諮りたいと思つて協議事項にあげた。特定施設をとれば、施設内のサービスを利用して、併設の地域密着型サービスを利用することはないので、サービスの抱え込みにはならない。特定施設をとらないサービス付き高齢者向け住宅は、入居者を同じ法人が運営している通所介護に通わせ、訪問介護もケアマネもその法人のものを使わせてと利用者を抱え込むというところもある。特定施設を取れば、一般の在宅サービスは利用できなくなるので、併設されていても地域の方が利用できるようになるので、特定施設をとるサービス付き高齢者向け住宅に併設するのはよいと思っている。

- ・今年度の公募スケジュールを載せているが、昨年度の公募では、1法人特養の公募があったが、選考委員会において、もう少し計画の工夫が必要である、このままではよりよい特養にはならないと不採択になった。今年度は本日〆切りだが、最終日に申し込みのアポイントが入っている。今回は特定施設の公募はしていないが、今回の選考の結果を持って必須ではないが、地域密着型サービスを併設してもらおうよう計画されたところの点数が高くなるような公募を行おうと考えている。

(会長代理)

- ・報告事項3、協議事項1について疑問点・意見があればお願いします。
- ・基盤整備の方針で、地域密着型サービスを併設するプランがあるということがわかった。それを踏まえた上で、P31(1)第8期計画では、小規模多機能型居宅2事業所、看護小規模多機能型居宅2事業所、認知症対応型共同生活介護が2事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が2事業所という計画になっているが、P29の第7期計画において不足であろう未整備事業所数と違いがある。P29では小規模多機能型居宅が3事業所未整備になっているが、第8期計画において整備計画は2事業所となっている。また、認知症対応型共同生活介護は未整備事業所がなく、認知症対応型通所介護は1事業所未整備になっているにも関わらず、第8期計画では認知症対応型共同生活介護2事業所、通所介護は計画にあがっていない。これは二一ズに即した数字ではあると思うが、どういう経過でこの数字になったかを教えてほしい。

(事務局)

- ・ご指摘のように計画数が減っている種別がある。認知症対応型通所介護においては、計画にはあげていないが随時開設の相談があれば応じるということにしている。ただ、先ほどの廃止事業所の中にも認知症対応型通所介護があったが、どうしても「認知症」と名前のつくところに通うのに抵抗があるのと通常規模のデイサービスに比べて報酬単価が高いので、自己負担が高くあるというところでなかなか利用が進まず廃止事業所に通っていた方は、通常規模のデイサービスに変更したという経緯がある。小規模多機能型居宅が3から2事業所に減っているが、右岸・左岸に分けて2事業所で整備を進めていこうと考えている。小規模多機能型居宅を利用するには、小規模多機能型居宅のケアマネジャーに切り替えないといけないので、利用者や家族は今までなじみのケアマネジャーにお世話してもらっていたのに縁が切れるのに抵抗感があるとも聞いている。しかし、在宅にいながら通所して時には訪問してもらって家族のレスパイト等で泊りもできるという小規模多機能型居宅と看護小規模多機能型居宅の整備は進めていきたいと考えている。地域密着型通所介護サービスが10事業所ほど廃止になったが、これはすべてデイサービス単体の事業所である。利用者は単体のデイサービスより特養に併設されているデイサービスに通って顔なじみになって、家族に用事がある時等にはショートステイを利用するという利用の仕方が多いと聞いている。今年度も特養100床の公募に応募する事業所があると聞いているので、特養の整備と共に住み慣れた家で長く過ごしていただけるように在宅サービスの整備計画もあげた次第である。公募を始める前に認知症対応型共同生活介護を建てたいという相談が何件かあったので、まだニーズが高いと思っている。右岸・左岸両方に建てたいという所もあったので、応募があると思っていたが、結局応募期間に連絡がなくて残念に思っている。

(会長代理)

- ・P18 認知症対応型通所介護の実績が前年度より下がっていることを受けてそのままにしていると認知症が進んでしまうのではないかと危惧している。第7期実現できなかったところを第8期でどうしていくか、特定施設と併設する種別は何がいいのか気になっていた。

(委員)

- ・実績が計画通りであったか、そうでなかった場合、計画事体が適切であったのかという検証も必要であると思う。実績が伸びなかったものはそもそも市民のニーズに合っているのか、ニーズを把握することはできるのかということが気になるところである。ニーズの把握はアンケートしかないのか、在宅サービスの給付費が他市より高く施設サービスが他市より低いのが、利用者の家にいたいという要望に寄り添っていると思ったし、利用者のニーズに寄り添っていききたいという姿勢を感じた。ニーズの把握はアンケート以外にも方法はあるのか。

(事務局)

- ・一人ひとりニーズは違うので把握するのは難しいが、3年に1度の在宅要援護者実態調査に「今の住まいに住み続けたいですか」という設問があって、住み続けたい理由の中に「便利だから」のほかに「近隣同士仲よしだから」と答えている人がいた。長く住んでいたら仲のいい人もできて市内であっても離れたところに引っ越すより自宅にいたいという人がいる一方で早めに安心できる施設や戸建からマンションに移りたいという人もいるので、様々な選択ができるようにしていきたい。もう1つ保険者として考えているのは、持続的に保険制度

を運営できるか、それは保険料が高くなりすぎずにサービスが利用できることを目指すことである。特別養護老人ホームは、部屋代・食費が減額になる制度もあるが、24 時間たくさんの人手が必要になるので、利用料も高額になるし、在宅サービスで使う 1 人分と施設サービス 1 人分の給付が全く違うことを考えると本人の意思を尊重しつつ低い負担でよりよいサービスを使っていくのも必要だと思う。近隣に助け合える人がいるから住み続けたいという気持ちが地域のつながりをつくっていく。介護サービス以外にもつながりがないとすべて公的サービスだけで生活するのは難しいので、ご本人たちが住み続けたいと思える街づくり、それは行政主体ではなく困った時には助けあっていこうという気持ちとその両輪で進めていかないといけないと思う。

(委員)

- ・グループホームに入りたいという人は多いのか少ないのか。

(事務局)

- ・窓口に来られる市民の方で、グループホームに入りたいという相談はあまりない。ただ、第 7 期中に 1 事業所廃止になっているのと今後も認知症の方は増えていくので、ニーズは潜在的にあると思っている。特定施設の 1 事業所がとん挫したが、土地を持っているオーナーの気持ちが急に変わることがあるようで、相談に来ていたグループホームも応募がなかったのは、あくまで推測だが、土地のオーナーの気持ちが変わったのかもしれない。

(委員)

- ・ニーズの把握というところで、アンケートを実施しているが、アンケート以外にも何かあるか。

(事務局)

- ・アンケートのみである。

(委員)

- ・アンケートを作る際にはとても考えられているが、作る人の意図と答える人の意図にずれが生じていることもあり、そこからすべてを読み取るのは難しいと思う。利用者と親密に関わっているケアマネジャーやかかりつけ医等、多角的なアプローチが検討されたらよいと思った。地域密着型サービスの整備がブロックごとに進むのが 1 番よいが、それで整備が進まないなら右岸・左岸での計画で整備が進む方がいいと思った。

(事務局)

- ・ニーズの調査はなかなか難しい。ケアマネジャーも市へ自分の思いを伝えてくれてるし、ケアマネ部会も市にとっても協力してくれていて、そこから見えるものは計画に反映していきたいと思う。認定を持っていてもサービス利用されていない方が 1 割くらいいて、その方たちが不安に思っていることを聞くのはアンケートしかないと思っている。アンケートをしっかり読み込んで答えてくれる人もそうでない人もいるので、この結果がすべてというのではなく、運営協議会や事業者団体等たくさんの意見を見て計画を立てていきたいと思っている。

(委員)

- ・住み慣れた地域でいつまでも元気で生活していきたいという人達の意向に沿えるように地域密着型サービスに力を入れていると思っている。第 7 期計画にあがっていた小規模多機能型居宅や定期巡回・随時対応型訪問介護等、未達成の部分が結構ある。単体では採算が少し取

りにくいとのことで、今後の対策としては特定施設に併設して一体的に計画してもらおうというのも1つだと思う。今までサ高住の相談は結構あったと思うので、その中で併設を打診したことにいい答えはあったのかどうか教えてほしい。もしなかったとしたら難しいのではないかと思う。

(事務局)

- ・事業を中止した事業者が説明に来られた時に、仮に今後公募するときに併設するのを提案したら弊害になるか聞いてみたら、他市で併設して運営しているところもあるので、条件がついたとしても問題はないという答えだった。1社の答えなので、他の事業者にすべて共通するものではないと思うが、そういう事業モデルでしているところもあるので、全く話にならないという条件ではないと思う。

(委員)

- ・社会福祉協議会も第2ブロックで定期巡回を開設して採算が少しとれるようになってきたかなというところだが、住み慣れた地域で住み続けられるような環境を作るということは社協としてもできるだけ貢献したいと思っているので、事業を展開できる努力をしていきたい。

(委員)

- ・在宅生活をする中で、介護関係の充実とともに高齢者は病気を持っているので、医療との連携が問題点になっている方も多いと思う。訪問診療等医療の充実も大切なポイントで医療と介護の連携が市の中でどのように図られているのかを教えてほしい。

(事務局)

- ・医療と介護の連携の重要性については市でも把握していて、地域包括ケアシステムの推進という中で、医療と介護の連携を進め、地域の人たちが住み慣れた地域で住み続けられるシステムを作っていこうという話をしている。高齢者福祉計画の重点取組の中でも医療と介護の連携をあげていて、医療従事者と介護従事者がまずは顔の見える関係を作っていただいて、病院から在宅へ、施設から在宅へという連携がスムーズに行えるように市としては支援をしていくというところである。

(委員)

- ・介護保険制度が始まる前の平成11年から民生委員をしているが、地域の皆さまが少し日常生活がしんどくなった時に介護の申請をしたらいいのではとつなぎ役のようなことをしている。民生委員を長くしているので、独居で身寄りのない方のお世話をすることもある。今は要支援の方と要介護2くらいの方に毎朝の食事を作ったり病院に同行したりしている。そういう中でこれは自分がお世話しなければ介護保険でもらえるのにその邪魔をしているのではないかと思う時もあるが、行かないと見放されたと思ってしまうので、トイレにいける間は見るからといつも言っている。少しでも自宅で長く過ごしてほしいなという思いがあるので、関わらせてもらっている。資料を読む中で、介護保険のこれからのことを考えながらいろいろしてくれているのだということがよくわかった。お世話している人にも家で暮らせなくなった場合は、どこかに入所できるから大丈夫だと思うと伝えていたが、まんざら間違っていなかったなと思った。

(会長代理)

- ・介護保険サービスにも限界があると思うので、訪問介護・看護、訪問入浴等を受ける以外に

民生委員の立場ですきまの部分とうまく埋めていただいているのがよくわかった。そういう方も多いと思うし、認知症サポート養成講座を受講している人の数をみても、市内で何か活動していきたいという方々が少なからずいるのはデータからもよくわかる。行政はその気持ちをうまくくみ取って活躍していただくシステムを構築できたらいいと思った。

(2) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の計画書構成について

【資料5説明】

(会長代理)

- ・協議事項1・2合わせて疑問点等あればお願いします。
- ・次期は概要版をカラーにして見やすい形にしてくれるとのことなので、市の提案通りでよいか。

(委員)

- ・協議事項1・2について賛成

【当日配布資料説明】

(会長代理)

- ・本来、市町村直営が原則であるがそうではない、しかし、事務受託法人になるのであれば問題ないのでそれが解決策だと思う。もう1つは、公正中立な判断が必要な際に居宅サービスを行っているところであると新規に認定が下りたと同時に自分が所属している団体のサービスを使うように抱え込んでしまう可能性があるから利益相反を避けなければならないということはわかった。今回社会福祉法人宝成会は実際に調査をされているので、いいのはわかっているが公正・中立と言える理由は何か。特別養護老人ホームを経営しているからいいという話か。利益相反のところがよくわからなかった。

(事務局)

- ・宝成会だから公正中立と限られたことではなく、実際認定調査に行ってもらう時は、自分の所属する団体に利用を勧めるようなことはしないようお願いしていて、今調査を委託している4団体は、それを守ってもらっている。市民からも調査員が所属している団体のサービスを使うように勧められたというような苦情もない。そのようなことから公正中立な立場で行ってもらえると判断している。

(会長代理)

- ・法律上、必ず認定調査を行うところはサービスを行ってはいけないと明記されていないのか、なおかつ、利益相反になる可能性があったとしても、認定調査のみではなく一定サービスを行ってもいいとなっているのか。

(事務局)

- ・介護保険法施行規則に定めがあり、居宅サービス等を提供している者が要介護認定調査事務に係る申請を行う場合には、当該法人に当該事務を委託をしようとしている市町村長（＝宝塚市）が当該法人に委託をしようとする特別の事情を記載した意見書を前項の申請書又は書

類に添付しなければならないとなっているので、特別な事情を市が記入したものを添付し、それを県知事が妥当だと認めてもらえば問題がない。

(会長代理)

- ・それならば、意見書にそれ相応の文言が入っているということでしょうか。

(事務局)

- ・添付している市町村の意見書案の 2 番に特別な事情、同一区域内に事務受託法人が他にないかもしくはそれに準ずる状況にあるというのが特別な事情になる、というのが法令の規定である。したがって、市内に事務受託法人はすでに 1 法人あるが、高齢者人口の増に伴い、継続的・安定的に認定調査を行うためには足りなくなってくるので、それに準ずる状況であると意見書に記載する予定である。

(会長代理)

- ・法律上、懸念された点を質問させてもらった。他に何か意見はあるか。ないようであれば、市の提案通り決定してもよいか。

(委員)

- ・賛成

(事務局)

- ・今年度から特別職の職員で非常勤のものの報酬改定があり、一律 100 円報酬が下がったので、ご了承いただきたい。

(部長あいさつ)

(以上)